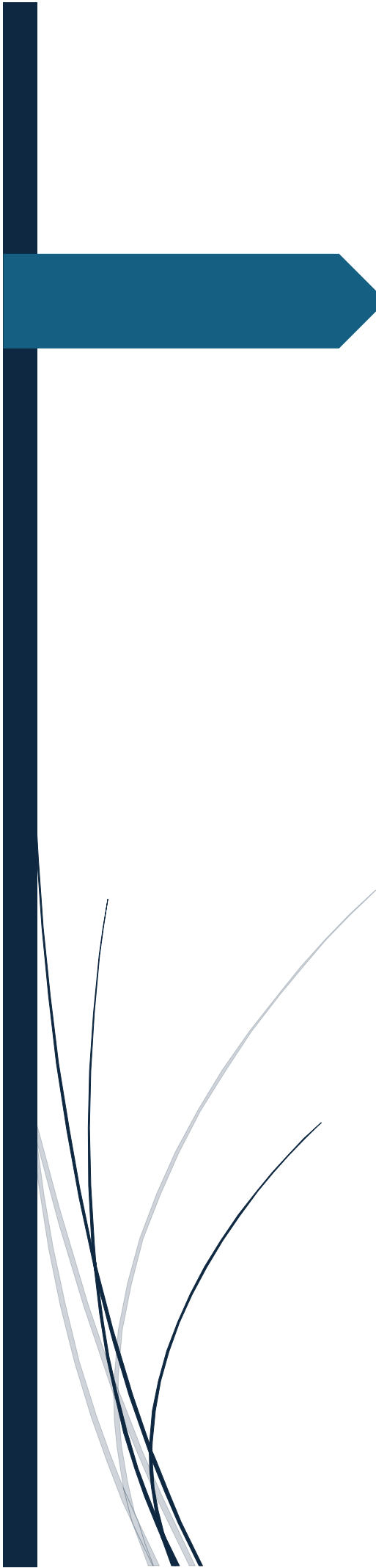




第2群

生活機能



好きを、編む。
那須塩原市

2-1 移乗（介助の方法）

【選択のポイント】

→直接移乗がある場合は直接移乗のみで判断。

「移乗」は、あくまで「でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること」で判断する。（R8.6.30 市勉強会）

【特記事項記入時のポイント】

・「ずらす」「浮かす」はは分かりにくいいため、「動かす」と記入する。

No	事例	選択	理由
1	直接の移乗はないが、ベッドから離れた場所のポータブルトイレに座るとき等、移乗行為の途中に歩行が入る時の考え方について。立ち上がりとポータブルトイレに座るときに介助（見守りや体を支える等）が必要な場合は「一部介助」や「見守り等」の選択でよいのか？		直接移乗の機会がない対象者で、 でん部を移動させ、いす等へ乗り移る間接移乗の際に 何らかの介助がある場合は、 間接移乗 のその状況で選択し、その旨も特記事項に記載する。 その際特記事項は「直接移乗の機会はない。……（間接移乗の状況）」という順番で記載する。 （R8.6.30 市勉強会）
2	立ち上がる際に引き上げる介助はするが、向きを変えるのは見守りのみ。この場合の判断は「一部介助」か「見守り等」か？		この内容では判断できない。座る時も見守りが必要であれば「見守り等」。座る時に支える場合は「一部介助」となる。
3	デイを週3回利用されている方。自宅では歩行器を使用し移動し、直接移乗・間接移乗ともに介助はない。デイでは車椅子を使用しトイレに移動し、移乗の際はふらつきがあるため職員が側で見守り行っている。 この場合はどう判断するのか？	見守り等 介助されて いない	定義上の直接移乗が発生しているデイでの状況で判断する。 自宅は直接移乗の機会はなく、間接移乗ともに介助はない旨は“※”でのコメントで記載する。 状況にもよるが、自宅での転倒が多ければその回数を聞いて勘案することもある。毎日何度も転倒している場合等）。転倒頻度が不明でも、デイで毎回痣がすごく増えている等。 でん部を移動させ、いす等へ乗り移る場合の介助の頻度で判断する。この場合は自宅での頻度が多いことから「介助されていない」を選択する。 自宅で何とか自分で移乗しているが、転倒を繰り返しているなど不適切な状況の場合は、勘案する。⇒デイでの状況で「一部介助」（R8.6.30 市勉強会）

2-2 移動（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・約2m以上を移動とみなす。
- ・外出時は判断基準に含めないが、手間が発生している場合は“※”で特記事項に記載する。

No	事例	選択	理由
1	「見守り等」の選択する常時の付き添いがある「見守り」とは具体的にどういう状況か。		歩行の不安定さがあり常時側で付き添う場合や、移動場所が分からなくなってしまうため常時付き添う場合等。
2	移動のほとんどが自立しているが、家や施設の状況で移動途中で段差がある。段差のみ介助者が介助している場合はどう判断するか。	一部介助	定義上の目的の場所への移動中の介助がある場合は「一部介助」の選択となる。ただし、介助の手間がどのくらいかかっているのかは、行動範囲も含めて具体的に特記事項に記入する。 外出時の移動は判断基準には含まれないが、介護の手間が発生している場合は特記事項に記入する。
3			

2-3 えん下（能力）

【選択のポイント】

- ・能力で判断する項目。
- ・「見守り等」は必ずしも“見守り”が行われている必要はない。

No	事例	選択	理由
1	日頃、1日3回経管栄養を行っているが、1日1回リハビリが介入し見守りのもとゼリーを経口摂取している場合の判断は？	できない	リハビリは含めない(日頃の状況ではない+誤嚥の恐れがあるからリハビリを行っている状況のため)。食事は提供されていなくても、薬のみ医師から経口内服の許可が出ていれば、薬の飲み込みの状況で判断する。
2	毎日むせ込みがあり、吐き出してしまう。デイでは席を配慮するなどの対応を取っている場合はどう判断するか？	見守り等	常に見守っているというわけではないが、「できる」「できない」のいずれにも含まれない状況のため「見守り等」を選択する。
3	毎食時にむせ込みがある方は「できる」「できない」のどちらにもあてはまらないため「見守り等」で良いか？また、たまにむせる程度であれば「できる」の判断でよいか？		毎食時にむせ込みがあるため「見守り等」の選択。 〈「見守り等」の選択となる場合の事例〉 ・認知で飲み込む認識がない場合や疾病の影響で口の中にため込んでしまい、飲み込みがスムーズではない時。 ・むせ込みで判断する場合は“毎食や毎日のむせ込み”の場合のみ。週数回は「できる」の判断とする。
4	消化器の疾病のため入院時より絶食だが、水分は飲めている。定義にある“食物”ではないが、能力から「できる」の判断で良いか？	できる	ただし、医師が許可していることが前提。 絶飲食の指示だが、勝手に飲んでしまっている場合は「できない」の判断。
5	入院前は普通食を食べていたが長期の絶飲食でえん下ができるか判断できない場合は、「できる」「できない」のどちらでもないため、「見守り等」の選択で良いか？	できない	治療上の“絶飲食”であれば「できない」を選択する。

2-4 食事摂取（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・ 一回の食事の介助にどれくらい時間がかかっているのかを記載するとより分かりやすい。
- ・

No	事例	選択	理由
1	「見守り」を選択する場合の具体的な事例はあるか。		・ 自分で食べるが、皿の置き換えや摂取に声かけが必要な場合。 ・ 常時の見守りが必要な場合。
2	「一部介助」を選択する場合の具体的な事例はあるか。		配膳後(食卓上に食事をセッティングしたあと)からの行為で考える。 ・ 手を添える ・ スプーン等を持たせる ・ (卓上で)ご飯の上に乗せる ・ (卓上で)小皿に取り分ける。 ・ 皿の中身を寄せる。 ・ (卓上で)半分に切る、ほぐす、骨を取る。 ・ (卓上で)ご飯におかずを混ぜる。 ・ 器を持ち変える介助をする。 ・ 始めは自力摂取だが、途中から介助者が食事を口に運び入れる。 配膳前の上記のような介助がある場合は、特記事項に記入する。
3	朝・夕は経管栄養、昼は一部介助で食事摂取する場合の判断は。	全介助	頻度で選択する。(市・不明)
4	始めの1口は自力摂取するが、それ以降は職員が介助して食事を口に運ぶ場合はどう判断するか。	一部介助	「一部介助」は時間を問わない。最初の数口のみ自力でそれ以降は職員の介助の場合と、ほとんど自力摂取で最後の数口を職員が行っても同じ「一部介助」の判断となる。そのため介護の手間がどれくらい発生しているのかを特記事項に記入する必要がある。
5	入院中。3食の食事はセッティングされれば自力摂取できるが、食欲の低下から数口で終了してしまう。そのため、中心静脈栄養を看護師が行っている場合、主栄養源である中心静脈栄養を判断基準として考えて良いか？		何割食べられているかは判断基準ではない(テキストより)。セッティングされた後、少しでも食べる行為があれば、その行為の介助の方法で判断する。この事例の場合は「介助されていない」となる。 その他、<u>おたのしみ程度</u>のゼリーの提供のみでIVHを毎日看護師が行っている場合は「全介助」の選択となる。(市・R6)
6	食事摂取は一切なく、末梢からの点滴のみの場合は「全介助」の判断で良いか？	全介助	お見込みどおり。(特別な医療の「点滴の管理」にも該当する。) 点滴の内容物を確認して判断すべきと考える。点滴にビタミンやブドウ糖(カロリー源)などが含まれていれば、これを「食事摂取」に相当するとし、中心静脈栄養同様に「全介助」を選択する。もし、点滴と経口摂

			取を併用しているのであれば、どちらが主栄養源となっているかで判断するしかない考える。 (市・R6・他市参考)
7	疾病により、固形物(ペースト食を含む)の摂取はできず、栄養ドリンクを自分で飲んでいる。点滴や経管栄養は行っていない場合の判断基準はどう考えるか？	介助されていない	その人の主栄養源が栄養ドリンクのみなら、栄養ドリンクが提供(セッティング)された後から飲むまでの一連の行為に介助があるかどうかで判断する。
8	入院中。3食ペースト食。1週間のうち1日程度は自己摂取。その後は食事拒否し、栄養摂取目的で点滴を行う場合はどう判断するか。		事例中の“拒否”に対する介助の方法で判断が異なる。 ・1食は自己摂取で2食は拒否し看護師の介助もない場合は、1食は自己摂取していることから「介助されていない」の判断。 ・1食のみ自己摂取し、2食は拒否があるが看護師が食事を口まで運び食べさせようとする介助が発生している場合、頻度から「全介助」を選択する。
9	自分でスプーンを持ちすくうが、手が口元まで上がらないため、介助者が手を添える。この場合、すくうことができているため、「一部介助」の判断で良いか？	一部介助	“すくう”動作は自力で行えている為「一部介助」の判断でよい。
10	食事として、食事と栄養補助食品を併せて摂取。食事は自己摂取だが、食事中に看護師が栄養補助食品にストローをさす介助をしている場合の考え方。(R8.6.30市勉強会)	介助されていない	看護師が栄養補助食品にストローをさす行為は、食事のセッティングの一部と考える。

2-5 排尿（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・昼と夜で状況が異なる場合には、日頃の頻回な状況で選択する。
- ・①使用しているもの(布パンツ、紙おむつ、パッド等)
- ②排泄方法(トイレ、おむつ、ポータブルトイレ等)
- ③回数(日中、夜間)
- ④失敗の有無(失禁だけではなく、トイレ汚し、不潔更衣も含む。その場合の交換方法、掃除の有無等)
- ・パットや紙パンツをしている人は、失禁の頻度・対応があるはず。念のため・安心のため使用している人は、その旨を記載する。

No	事例	選択	理由
1	汚染したオムツやパッドの片付けは、判断基準に含まれるか？	場合による	オムツだから床汚染がないとはいえない。内側部分が畳や床にずっと付いている状態なら浸み込んでしまう可能性もあり、便汚染のオムツならなおさら汚染がある。適切な処理ができているかどうかで考える。(市・R6) 《OK事例》 ベッド上にて自分で交換し、交換したオムツやパットを自分で袋に入れベッド上に置く(ADLはベッド上レベル)。 →オムツ・パット交換に関しては介助なし。 《NG事例》 オムツ・パット交換は自分で行うが、交換したものをタンスにしまい込んだり、いろんな場所に放置したりする。 →パットの交換に関しては、介助者が捨てる対応があれば「一部介助」
2	パッドの手渡しは判断基準に含まれるのか？	場合による	・「交換したいからパット頂戴」と言える →「介助なし」(施設の方針でとかで本人の手持ちがない場合もあるため) ・上記同様の発言をするが、過剰に使いすぎるために施設が管理している場合。 →「見守り等」 ・介助者が手渡して促さないと交換しない →「見守り等」 ・自分から交換すると言うが、パットのあて方や向きが分からない場合。 →介助者があてる「一部」、声かけすればできる「見守り等」 (市・R6・他市参考)
3	日中はトイレにて自立(3回)、夜間はポータブルトイレを使用し(5回)家族が朝始末している場合の判断は？	一部介助	夜間のポータブルトイレの後始末について、都度の後始末と考える。介助なし＝3回、一部介助＝5回で、頻度で選択する。
4	トイレにて介助なく一連の行為を行うが、尿で床汚れがあり、家族は気が付いていない	介助されていない	1日1回程度の掃除で良い程度なのか、本来であれば都度の掃除が必要な程の汚染なのかにより選択肢が

	た時に 1 日 1 回トイレの床を掃除する場合の判断は？	or 一部介助	わる。家族や職員にどの程度の汚染なのかを聞き取る 必要があり、その旨を特記事項に記載する。
5	施設入所中。自室のトイレで一連の行為 は自立。自分でパッド交換後、所定のゴミ 箱に捨てられず床に放置している為、 パッドの処分を職員が行う。この場合の 判断は？	介助されて いない or 一部介助	ゴミ箱があるのに床に放置してしまう状況であれば、 介助者が捨てる手間（一部介助）がある。ただし、ト イレでの一連の行為が自立しているので、1 日のトイ レ回数〈介助されていない〉と、パッド交換の回数 〈一部介助〉の頻度にもよる。（市・令和 4 年）

2-6 排便（介助の方法）

【選択のポイント】

・便臭等も観察する。本人が一連の行為を自分で行っていると言っても、拭きや下着の便の付着等も聞き取る。場合によっては適切な介助の方法で選択する。

No	事例	選択	理由
1	介助者に浣腸してもらいが、その後は本人がひとりでトイレにて排便する場合はどう判断するか？	介助されていない	テキストにある通り、浣腸や摘便等の行為そのものは含まれないが、これらの行為に付随する排便の一連の行為に介助がないため。浣腸や摘便等の行為は頻度とともに特記事項へ記入する。
2	ストーマ使用。毎日便のはき出しは自分。週1回パウチ交換はデイ看護師が行う場合の判断は？	一部介助	はき出しの回数では考えず(特記には各回数記載)、ストーマに発生する行為①パウチの準備②パウチ交換③パウチ交換後の後処理④便のはき出し(はき出しに係るズボンの上げ下げ水洗も含む)を一連の行為と考える。(市・R6・他市参考) 《例1》 ④は水洗忘れて家族が水洗を行う。①～③は介助なし→「一部介助」 《例2》 ④は自立、①～③は全介助→「一部介助」
3	一連の行為を自分で行うが、拭き足りなさがあり、介助者が足りない部分を拭きなおす場合はどう判断するか。	一部介助	拭く行為の一部に介助があると考え。 本人が拭いた部分も含めて介助者がすべて拭きなおしている場合でも他の部分を自分で行っている為「一部介助」の判断となる。 ズボンの上げ下げ・流しは介助で、拭きは自分で行うが、拭き足りなく介助者がすべて拭きなおしている場合は「全介助」となる。
4	便の拭き取りが不十分な際の考え方。 自分で便を拭き取るが、十分に拭ききれず、布パンツや紙パンツに便の付着がある場合、何をもって不適切な状況とするのか？ 便臭が調査時や日頃からあったり、本人が肛門周囲のかゆみを訴えたり、肛門周囲の皮膚トラブルがある場合が不適切と考えて良いか？		肛門周囲の皮膚が強い方もいるため、一概に肛門周囲のかゆみや皮膚トラブルを根拠にはできない。 便の付着程度ではチェック取らず、特記に記載。拭きなおしが必要なくらいの不十分さであればチェック取る。

2-7 口腔清潔（介助の方法）

【選択のポイント】

.

No	事例	選択	理由
1	自分で歯磨きするが、不十分な箇所だけ介助者が磨きなおす場合の判断は？	一部介助	事例行為にはテキストにある一部介助中の文言“磨き残しの確認”も含まれていると考える。全介助の定義は“本人が行った箇所を含めて、介助者が <u>すべて</u> やり直す場合”とあり、一部の磨きなおしは「一部介助と」考える。
2	本人が行いやすいように事前に介助者が歯ブラシ等を準備している場合はどう判断するか。 <u>2-7～9の項目に共通</u>		場合により、あらかじめの準備も判断に含める。 まず個人に対する準備か、集団に対する準備かを考える。 集団に対する準備であれば判断基準に含まない (例：ディで10人まとめて職員がかごに準備し自分でそこから取り出して歯磨きする、家族と共有で使うタオルの準備等)。 個人に対する準備(認知症で物品の場所が分からない、身体機能の問題で手が届かず準備ができない等)の場合は、判断基準に含む。その場合は参考②のよう行為回数に対する準備回数などの頻度も考える。 もともと個人に対する準備だったが、現在は家族も共有で使用しているときは含まない。 (市・R6・他市参考)
3	不適切な状況は具体的にどのような状態か。		口臭、義歯の汚れ・残渣物(食直後は含まない)
4	歯磨きは家族が行うが、うがいは自分でコップを手に取りできる場合の判断は？	一部介助	一連の行為のうがいは自分で行えている為。うがいの水を介助者が口まで運んでいる場合は「全介助」。
5	本人は不潔な状態でも自ら行おうとせず、家族が声かけすれば自分で一連の行為は行える場合はどう判断するか？ <u>2-7～9の項目に共通</u>		洗面所等の場所の誘導・声かけは含まないが、行為開始に対する声かけであれば該当する。 例えば「やってきな」程度の声かけで出来る場合は「介助されていない」、行為開始までしつこく指示が必要な程度であれば「一部介助」の判断。 独居の場合、日頃面倒がり行わないが、病院などの外周前のみ行う方は、ただだらしがないだけなので「介助されていない」の判断でよい。
6	自分で口腔清潔を行う能力はあるが、介助者が声掛けしても行わず、ここ1週間以内は行っておらず口臭や汚れがある不適切な場合。 <u>2-7～9の項目に共通</u> (R8.6.30市勉強会)		本人が「やりたくない」ためやっていない人の選択。 調査時の状況だけでなく、外出時や必要時にどうしているかを第3者に聴取する。外出時や必要時に自分でやっていれば「介助されていない」を選択。 外出時なども口臭や汚れがあり不適切な状況の場合、第3者にしっかりどうすればできるか聞き取ってくる。「介助者が〇〇すれば自分で口腔清潔をすることが出来る能力があることより…判断に迷った」など特

			記に記載し「一部介助」を選択する。特記の内容については都度ほかの調査員と相談する。
--	--	--	---

2-8 洗顔（介助の方法）

【選択のポイント】

・

No	事例	選択	理由
1	本人が行いやすいように事前に介助者がタオル等を準備している場合はどう判断するか。	一部介助	タオルを準備しておかないとできない状況であれば「一部介助」の判断でよい。
2	不適切な状況は具体的にどのような状態か。		眼脂、よだれや涙のあとが白く乾燥したままの状態。 食べかすの付着(食直後は含まない) 自分で拭いていても上記の状況である場合 ・すべて拭きなおす → 「全介助」 ・一部拭きなおす → 「一部介助」

2-9 整髪（介助の方法）

【選択のポイント】

・手ぐしでも整えることができていれば可。

No	事例	選択	理由
1	長髪で毎日髪を結っている。自分で櫛を使用し髪を梳かすことができるが、結ってまとめるのは家族の場合どう判断するか。	一部介助	この場合、本人にとっての整髪は髪を結うところまでと考え、その行為の一部に家族の介助があることから「一部介助」となる。（市・不明）
2	不適切な状況は具体的にどのような状態か。		髪の乱れ。 ※洗髪ではないため、べたつきは含まない。

2-10 上衣の着脱（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・転倒の見守りは含めない。

No	事例	選択	理由
1	認知症があり、服の着る順番が分からなくなるため、介助者が服を一枚ずつ手渡ししている。この場合の判断は？	見守り等	テキストにある通り、衣服の手渡しは行為に含まれないが、介助者の声かけや認知症高齢者等の必要な行為の“声かけ”の場合該当する。その場合「声かけしながら一枚ずつ手渡す」と詳しい状況を記入する。 ・着る順番が分からない場合 ・都度手渡し声かけしないと服を着ない場合等 “手渡しの必要があるかどうか”で考える。理由のない習慣的な衣服の手渡しのみは該当しない。
2	脱ぐことは自分でできるが、着る際は介助者が服を構えれば手足を通し入れる協力動作がある場合の判断は？	一部介助	「脱ぐ＋着る」で一つの行為と考え、その中で着ることに関する介助が発生しているのであれば「一部介助」と考える。（市・不明）
3	介助者が服を構えるが、手足を少し浮かす程度しかできない場合は、どう判断するか？	全介助	協力動作までには至らないと考えて「全介助」の選択となるが、本人がどの程度動けるのかの状況は特記事項に記入する。（市・不明）
4	手直し程度の介助の場合は「介助されていない」に含めるとなっているが、どこまでを手直しと判断するのか。目安等はあるか。 <u>（2-10・2-11 に共通）</u>		臀部や背中が半分以上でている場合は不適切であるため介助が必要であると判断し「一部介助」となる。 そこまでいかない程度であればほぼ自分でできていると判断し、手直し程度で「介助されていない」判断としてください。

2-11 ズボン等の着脱（介助の方法）

【選択のポイント】

- ・ 2-10 上衣の着脱と同様。そちらの注意事項を参照。

No	事例	選択	理由
1			
2			

2-12 外出頻度（有無）

【選択のポイント】

- ・環境の変化があった場合はそのあとの頻度でとる。
例）退院後 1 週間で調査で 1 回家族と通院→「週 1 回以上」
- ・同敷地内の外出は判断に含まないが、“※”で記載する。
- ・自立度に関係するため、「ひとりで」「娘と」などと独力なのか、付き添いが必要なのかも記載する。

No	事例	選択	理由
1	どこまでを敷地内と考えるか？		当市での参考 ・特養さちの森 ⇔ 那須北病院 ・GH和 ⇔ 渡部医院 は敷地内と判断する。（市勉強会・令和 1 年）
2	レスパイト入院は外出か？		レスパイト入院の目的が家族の休息のためであり、入院ではあるが治療を目的としないためショートステイと同様の考え方となる。外出で良い。